

1 特別支援学校とは

すべて国民には、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）第 3 条に定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利（教育の機会均等）を有しています（日本国憲法第 26 条第 1 項）。

また、すべて国民は、教育基本法第 4 条第 1 項に定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っています（日本国憲法第 26 条第 2 項前段）。

このことから、障害者基本法で定義される者のうち、心身の故障が一定程度以上で、かつ普通学校に入学困難な者にも就学の機会を保障する立場にたつ教育施設が設立されました。

これら盲・聾・養護学校を総称して「特別支援学校」と言います。

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）には、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 で定めている心身の故障が一定程度以上の者のための教育施設として条文化されています。

2 就学奨励費とは

小学校及び中学校においては教育基本法第 4 条第 2 項の定めによる授業料の不徴収並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 3 条に基づく教科用図書の無償措置がなされ、特別支援学校の小学部及び中学部についても同様の措置がなされています。

しかし、心身に故障を持つ幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の保護者等については就学に伴う経済的負担は、健常児を持つ保護者等に比較しより大きな負担となっています。

このことから、教育の機会均等の主旨に則り、保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る目的で、保護者等に対し、就学に必要な幾つかの経費を援助することとしています。

国及び都道府県が行う就学に必要な幾つかの援助を「就学奨励」と言い、その経費を「就学奨励費」と呼んでいます。

3 就学奨励費の対象児童等は

特別支援学校に在学する児童等が対象になります。

寄宿舎在舎児童等 = 学校附設の寄宿舎に入舎している児童等。

通学児童等 = 自宅等から 1 人で、または付添人とともに通学している児童等。

訪問教育児童等（在宅児童等） = 児童等が在宅し、派遣教員から教育を受けている児童等。

通級児童等 = 普通学校に在籍し、特定日に特別支援学校に通学する児童等。

ただし、施設入所児童等（児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設に入所している者で保護者と施設が利用契約を締結していない者、又は指定療育機関（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 19 条の 2、第 1 項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院若しくは診療所）に入院している者及び国立療養所に治療等を行うことを委託されている者）については、当該施設において就学に係る措置費、または療育の給付を受けていることから対象児童等にはなりません。

4 就学奨励費の対象となる経費は

就学奨励費の対象となる経費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年第 144 号）第 2 条に規定されている第 1 号から第 6 号までの経費で、下記のとおりとなっており、経費の範囲は別表 1 のとおりとなっています。

- (1) 教科用図書購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費
- (4) 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学用品の購入費

また、就学奨励費は、都道府県が行う就学奨励事業について法律に基づく負担金と事業を奨励する補助金で構成され、その経費の 1/2 を国が負担・補助することになっており、別表 2 のようになっています。

5 具体的な事務の流れは

大まかに説明すると、次の 3 つです。

- (1) 支弁区分認定事務
保護者等から提出された所得証明書や収入額需要額調書等によって、支弁区分の認定をします。
- (2) 所要額報告
国の補助金を受けるので、所要額を正確に算出する必要があります。交付申請は 8 月と 3 月の 2 回に分けて行い、12 月末・1 月末・2 月末に状況報告書を作成します。最後に 1 年間の実績報告書を 3 月末に提出します。
- (3) 支給事務
支給の対象になっている経費について、保護者に支給します。保護者の支払い実績を確認し、経費の限度額などに注意して、支給額を計算します。
なお、支給できる金額については、経費によって「実費・実費（限度あり）」の 2 通りに分類されます。
実費……………実際に必要な経費の全額が支給されます。
実費（限度あり）…実際に必要な経費が支給されますが、上限が設定されており、上限を超えて支給することは出来ません。

実際の支給方法は、保護者が提出した領収証等を確認し、「実費」であればその全額を、「実費（限度あり）」であれば、実費と上限額を比較して少ない方の金額を支給します。

保護者等への支給方法は

山形県教育委員会 → 学校長 → 保護者等

6 支弁区分（段階）とは

就学奨励費は、心身に故障を持つ者の就学機会を保障するための保護者等の負担軽減を目的とするものですから、保護者等の負担能力の程度により支給することとなります。

この就学奨励費の支給割合を表すものを「支弁区分」又は「支弁段階」と言います。

7 支弁区分（段階）の基準は

支弁区分（段階）	説 明
I	特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書において、収入額を需要額で除した値が 1.5 未満のもの（経済的に困窮している世帯）
II	特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書において、収入額を需要額で除した値が 1.5 以上 2.5 未満のもの
III	特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書において、収入額を需要額で除した値が 2.5 以上のもの（経済的に余裕ある世帯）

8 支弁区分（段階）の決定は

支弁区分（段階）には、年度当初の正確な所得証明の得られない時期に学校長の行う支弁区分（段階）の仮決定と市町村の発行（6月15日以降）する所得証明書と年度当初に保護者等から提出を受けた収入額・需要額調書により県教育委員会が決定するものがあります。

県教育委員会の決定した支弁区分（段階）は、行政不服審査法の対象要件となりますので、保護者等は、通知を受理した日の翌日から起算し、3ヶ月以内に学校長を経由して県教育委員会に審査請求をすることが出来ます。

別表 1

特別支援教育就学奨励費補助対象経費一覧表

法二条一項	補助対象経費	令一条	規則	補助対象経費の内容
一号	教科用図書購入費	一号	一条	小・中学部は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により措置。
二号	学校給食費	二号		「学校給食法」「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に規定する学校給食の額。施設、設備、人件費等運営費は除く。
三 号	交 通 費	本人経費	三号	通学に要する交通費。寄宿舎又は自宅から学校までの交通費、自動車、自転車を常時継続的に利用する場合のガソリン代、パンク修理代、預り料など。
			付添人 経費	付添中 五号
		付の 添た いめ 号		付添人の交通費のうち児童等を学校まで付添ったあと、付添人が付添中以外に係る自宅までの交通費。
	帰省費	本人経費	四号	寄宿舎に居住する児童等が帰省する場合の交通費
		付添人 経費	付添中 五号	寄宿舎に居住する幼児、児童、中学部生徒、高等部の重度重複障害者（肢体不自由養護学校にあっては高等部まで）が帰省する場合の付添人の交通費のうち付添人が児童等に付添っている場合の交通費。
			付の 添た いめ 号	付添人の交通費のうち児童等を学校まで付添うために付添人が付添中以外に係る自宅までの交通費。
	職場実習交通費			学校外の事業所等において、生徒が職業教育のための実習に参加する場合の交通費（一時的なもの不可、あらかじめ計画されているものに限る）。
交流及び共同学習費			児童及び中学部の生徒が小学校又は中学校の児童生徒と共に集団活動を行う交流及び共同学習（学校行事や学習等）に参加する交通費。原則として学校から交流及び共同学習を行う小学校又は中学校までの往復の額。	
四 号	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費	六号	通常就寝に必要な布団・毛布・敷布・枕（カバー類含）の購入費。原則として寄宿舎に入舎の際か、入舎後少なくとも3年以上使用して破損が激しく使用に耐えない場合等。
		日用品購入費	二三 条項	洗面用雑品、通信用品、衣類補修用品、下着類、厚生修養費、保健衛生費など、その他保護者が負担することとなっている生活必需品の購入費。
		食費	二一二 条・項	夏季、冬季、学年末の休業日を除き、1日3回の食事（学校給食費は除く）の経費及び1日1回の間食費
五 号	修 学 旅 行 費	本人経費	七号	小・中・高等部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に必要な交通費・宿泊費、見学の額及び記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料の額。
		付添人経費		肢体不自由養護学校の児童・生徒及び肢体不自由養護学校以外の学校の重度、重複障害の児童、生徒の付添人交通費等。原則としては保護者で児童、生徒1人に対して付添人1人以内。
	校 外 活 動 等 参 加 費	本人経費		学校外で学校行事としての活動（遠足等）に参加する場合の交通費、見学料。
		付添人経費		幼児、小学部第1～3年までの児童、肢体不自由又は重度重複障害の小学部4年～高等部（専攻科除く）の児童生徒の付添人交通費等。
	職場実習宿泊費			職場実習に直接必要な宿泊費の額。
六号	学用品・通学用品購入費	八号		児童等が必要とする学用品（副読本、練習帳、辞典類、体育用ズックぐつ、実験実習用材料、作業衣等、保育用品）及び通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）の購入費。
	新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費			小学部、中学部、高等部（専攻科除く）に新たに入学する際必要とする学用品、ランドセル（カバン）、服、靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等の購入費。原則としては年度当初に就学（5月1日まで）した場合とするが就学猶予、免除されていた者が解除され、初めて就学した時は学年は問わない。

別表2

負担金及び補助金の対象となる経費

特別支援教育就学奨励費負担割合一覧

区分	特別支援学校															小・中学校										
	幼稚園			小学部			中学部			高等学校部						特別支援学級			通常の学級(令22条の3)							
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	本科・別科			専攻科			I	II	III	I	II	III					
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	-	-	-	-	-		
学校給食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2	-	-	-		
交通費	本人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	-	10/10	1/2	10/10	1/2	10/10	1/2
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	
	付添人経費のため	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-	-	-	
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	
	1～3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-
	4～39回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-
	1～3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-	-	-	-
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-
4～39回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-	-	-	-	
	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-	
職場実習費(交通費)	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	1/2	-	中学校 10/10	中学校 1/2	中学校 10/10	中学校 1/2	中学校 10/10	中学校 1/2	
交流及び共同学習費	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-	-	10/10	1/2	10/10	1/2	10/10	1/2	
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日用品等購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	
	食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	
修学旅行	本人経費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	1/2	-	1/2	-	1/2	-
	付添人経費	-	-	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-	-	-	-	-
	本人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	1/2	-	1/2	-	1/2	-
	付添人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-
校外活動等参加費	1～3年	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-
	4～6年	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-
職場実習宿泊費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-	
学用品購入費	学用品・通学用品購入	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(ICT)	(ICT)	(ICT)	10/10	10/10	10/10	-	-	-	1/2	-	1/2	-
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	1/2	-

- (注) 1 網掛け()の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。交付金分は、負担金分と補助金分を合わせた分である。
2 表中「令22条の3」は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒が対象である。
3 表中「I」、「II」及び「III」は、保護者の経済的負担能力による区分である。
4 表中「肢」は肢体不自由の児童・生徒、「重」は重度・重複障害を有する児童・生徒である。
5 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児、児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添いのため」は、幼児、児童又は生徒を送迎するために保護者が単独で往復する場合である。
6 特別支援学級の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。
7 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費(加算分)である。